

資料 5

(案)

令和2年11月6日

下野市長 広瀬 寿雄 様

下野市環境審議会長 中村 祐司

下野市路上喫煙の防止に関する条例の制定について (答申)

令和2年8月7日付け下環第110号で諮問のありましたことについて、別添のとおり答申します。

記

下野市路上喫煙の防止に関する条例の制定に関すること

下野市路上喫煙の防止に関する条例の制定について

(答申)

令和2年11月

下野市環境審議会

はじめに

下野市では、環境政策の取り組みとして、平成18年1月に制定した「下野市環境美化条例」において、たばこの吸い殻の散乱防止について規定し、市内の環境保全に努めてきたところである。

たばこは、受動喫煙により市民の健康へ悪影響を及ぼすだけでなく、ポイ捨てにより環境美化を損ねることから、本市においても、下野市環境基本計画の取り組みの一つである、「下野市路上喫煙の防止に関する条例」の制定を目指して、条例の内容検討や素案の作成について調査研究を進めてきた。

下野市環境審議会は、市環境基本条例第26条の規定により、環境保全に関する重要施策に関することなどを調査審議するための諮問機関として位置づけられており、令和2年8月7日、下野市長から「下野市路上喫煙の防止に関する条例」の制定について諮問されたことを受け、これまで議論を重ねてきたところである。

当審議会で議論した事項が施策に反映されることにより、喫煙マナー及び環境美化意識の向上が図られるとともに、条例の趣旨が浸透し、市民等の身体及び財産の安全を確保し、清潔かつ快適な生活環境の実現に資することを期待して、本答申とするものである。

下野市路上喫煙の防止に関する条例の考え方

1. 目的

路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、喫煙者と非喫煙者との協力の下、市民等の身体及び財産の安全を確保し、清潔かつ快適な生活環境の実現に資することを目的とする。

2. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義を、それぞれ定める。

市民等……市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

事業者……市内において、事業活動を行うすべての者をいう。

道路等……市内の道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（屋内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。

路上喫煙……道路等において、たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。）を吸う行為又は火の付いたたばこを所持する行為をいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、車外にたばこの煙を流出させることなく、当該行為を行うことを除く。

喫煙マナー……他人に迷惑をかける喫煙行為及び生活環境に悪影響を与える喫煙行為をしないよう配慮することをいう。

3. 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関する施策を総合的に実施しなければならない。

市は、市民等及び事業者に対し、路上喫煙の防止についての意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4. 市民等の責務

市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

市民等は、路上喫煙をする場合は、喫煙マナーを守るよう努めるものとする。

5. 事業者の責務

事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

事業者は、路上喫煙の防止に関する活動に積極的に取り組むとともに、喫煙マナーの向上を図るよう努めるものとする。

6. 路上喫煙禁止区域の指定等

市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める区域を規則で定めるところにより、路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

市長は、規則で定めるところにより、第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。

第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その区域を告示することにより行うものとする。

7. 禁止区域内における路上喫煙の禁止

市民等は、禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙場所として指定した場所においては、この限りでない。

下野市路上喫煙の防止に関する条例の実施に関する考え方

1. 路上喫煙禁止区域の設定について

人通りの多い、3つのJR駅の、各駅から主要道路までの範囲で駅前広場及び周辺道路を路上喫煙禁止区域として規則に定める。自治医大駅東口のみ、自治医科大学附属病院へ通院する方が多数いるため、自治医科大学附属病院までの周辺道路をバリアフリー化の整備に合わせて禁止区域に含めることとする。

条例の施行後の状況を見て、今後、禁止区域の拡大等を検討する。

2. 喫煙所の設置について

3つのJR駅共に、東口喫煙所の方が西口喫煙所よりも歩行者から離れた場所に設置してあるため、西口喫煙所を廃止とし、東口喫煙所の1ヶ所のみを存続とし、喫煙所の縮小を図る。

3. 罰則規定について

今回の条例は、個々の喫煙者マナーの向上により、条例の目的を達成しようとするものであるため、違反者に対する罰則規定については設けないこととする。

4. 条例の周知

市民等へ条例を徹底させるため、条例制定から周知期間を設けて施行する。施行後は、廃棄物監視員等の活用を図りながら、PRや啓発に努める。